

浸出水処理施設水質モニタリング用ウグイのへい死について

1 経緯

- ①平成22年1月24日（日）午前8時30分、浸出水処理施設においてモニタリング用に飼育しているウグイ3匹のうち2匹が死亡していた。
- ②同日午前8時40分、維持管理受託業者が凝集膜ろ過処理水、サンプリングタンク内処理水、モニタリング水槽の水を簡易測定したところ、すべての水において遊離残留塩素が0.05mg/l未満の低濃度で検出された。これは、1月18日から22日にかけて実施した凝集膜ろ過処理設備膜浸漬槽の洗浄に使用した次亜塩素酸ナトリウムを含む処理水の一部が中和処理されないまま放流されたことによるものと推定される。
- ③モニタリング水槽への給水は、放流する処理水を分岐させて行っていることから、へい死の原因は、中和処理されなかった処理水によるものと推定される。

2 事案発生後の対応

- ①平成22年1月24日午前9時15分、維持管理受託業者から遊離残留塩素の簡易測定結果の報告があった。
- ②同日午前9時35分、処理水の放流を停止した。
- ③平成22年1月24～26日、放流先の沢、杉倉川への影響を把握するため、県及び維持管理受託業者が目視により状況を確認したが、魚が死んでいる等の影響はみられなかった。
- ④平成22年1月26日、維持管理受託業者が処理水の水質調査を実施したところ、遊離残留塩素が0.06mg/l検出されたものの十分低い値であり、また、同日、県が周辺河川2地点の水質調査を実施したところ、遊離残留塩素は検出されなかった。

3 処理水の放流再開について

- ①処理水の遊離残留塩素が十分に低く、また、周辺河川では検出されていないこと。
- ②処理水質が計画処理水質を満たしていること。
- ③周辺河川の水質が環境基準を満たしていること。
- ④周辺河川の状況を目視確認したが、魚が死んでいる等の影響がみられないこと。
- ⑤次亜塩素酸ナトリウムを含む可能性がある高度処理設備各原水槽及び処理水槽の水を抜き取り、全て浸出水貯留池へ返送したこと。
- ⑥膜浸漬槽洗浄後の次亜塩素酸ナトリウムを含む処理水の失活作業を2回行うこと、簡易測定で各高度処理原水槽及び処理水槽内で遊離残留塩素が不検出であることを確認したうえで放流することなどの作業手順の見直し、作業員への周知徹底などの再発防止対策を講じたこと。

以上が確認されたことから、平成22年2月9日午前10時に処理水の放流を再開した。